

松山家庭裁判所委員会議事概要（第15回）

1 日時

平成23年2月1日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

安藤裕子，井伊盛一郎，宇都宮眞由美，太田敬司，門田誓，窪田恕子，鈴木静，高橋猛，谷口祥子，兵頭英夫，福居幸一（五十音順）

（2）事務担当者

末次首席家庭裁判所調査官，越智首席書記官，及川次席家庭裁判所調査官，長谷川主任家庭裁判所調査官，松本事務局次長，吉野総務課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）面会交流について

■ 面会交流について，及川次席調査官，長谷川主任調査官から説明します。

● 面会交流について説明した。説明要旨については，別紙のとおり。

■ それでは，率直な感想から御発言をお願いしたいと思います。

○ 試行的面会交流はいつごろから始まって，一年間にどのくらい件数があるものなのでしょうか。

● 面会交流自体については，裁判所としてはかなり前からやっていたのですが，取扱件数はあまりありませんでした。別れても子どもと親との交流をしていかなければならないという動きが出てきたのは，ここ10年のことです。そこで，その実現に向けて家庭裁判所が援助を行っていくということになり，当庁では，ここ5年くらい前から取り組み始めましたが，件数としては，現在年間10件まではいっていない程度です。

○ 面会交流というのは、調停・審判を行う上でのひとつの手法として行われているのか、そもそも面会交流ができないからさせてくれという事件として数えられるのか、その辺が分かりにくいので、教えていただきたい。また、離れて暮らしている子どもには全て面会交流が必要だという発想で、子供のために面会交流できる場を作ったほうが良いとして、例えば児童相談所や福祉の関係者の方からそうした子どもを見つけて、面会の機会をつくるというようなことがあるものではないでしょうか。

○ まず、面会交流そのものを求める事件があります。その場合はまさに面会交流ができるかできないか、できるとすればどういう条件でやれるのかを調停審判で決めていくということになります。

他方、離婚を求めて調停を申し立てている方で、別居中の方が多いのですが、いよいよ離婚となりそうな場面で、併せて面会交流について決めてほしいという話が出ることもあります。離婚後の親子関係を円満にすることが必要ということであれば離婚調停の中で面会交流を取り上げて解決していくこととなります。

それから2点目については、裁判所は司法機関であるので、申立てがないと福祉行政的な動きはとれません。世の中には面会交流ができれば幸せになれる親子がいると思うのですが、家庭裁判所で解決できることが知られておらず、利用されていないケースもあるのではないかと思います。我々としても申し立ててもらえれば面会交流について解決できるかもしれないということを、もう少し国民に知らせなければならぬのではないかと思います。

○ 面会交流の申立てを行ったにもかかわらず、申立てを取り下げってしまうことが、30～40パーセントあるというのはどうしてかなと感じるのですが、その点はどのようなのでしょうか。

● 取下げには色々なものが含まれています。一番多いのは、今は面会交流をスムーズに進めるのが難しいが、もう少し時間を置いて、生活の安定を待てば実

行けるのではないかということで、いったんは待つというものではないかと思ひます。また、調停で話を進めるうちに、自分たちで任意で取り決めできるので裁判所で決めなくてもいいというものもあります。あるいは、そもそもの目的が面会交流になくて、別れた妻への未練があつて申し立てたことが分かつて、申立てを取り下げたものもあるかと考えています。

- 面会交流の申立てについては、話し合いがまとまらなければ法律上自動的に審判に移行し、裁判所が判断することになります。判断することを躊躇するものではないのですが、同居中に性的虐待があつたりする場合に、判断の中で明らかにすることが必ずしも適切ではない場合も中にはあり、かえつて問題になることから、説明をして取り下げていただくということもあるのです。家庭裁判所は後見的に事件に取り組んでいるところがあるので、余計なおせっかいと言われるかも知れませんが、そういう運用でやっているものもあるということです。
- 直接の面会はかなわなくても、手紙や写真の定期的なやり取りができることになつて、見守ることはできるので、直接の面会交流はできなくてもいいという場合もあるかと思ひます。しかし、同居親が絶対会わせないということで、直接の面会交流が実現しないケースもあるかもしれません。
- 私も面会交流という言葉は初めて聞いたので、まだまだ知られていないのではないかと思ひます。そこで、報道機関をもっと上手に使つて、記事を書かせるというか取材してもらつて、面会交流の制度自体をもっと広く知ってもらふことが必要ではないかと思ひます。面会交流のための部屋があること自体をテレビや新聞はあまり取り上げていないと思うので、記者クラブとの交流会もしていると聞いていますから、部屋の見学や紹介をするということをしてはどうでしょうか。面会交流のための部屋はいつごろからできたものでしょうか。
- 今のような形になつたのは10年ほど前です。大庁では以前からありましたが、ここ10年の間に多くの各家庭裁判所に整備されてきました。

- 面会交流の趣旨や意義が国民になかなか理解されていないとの話もありましたが、国民性、県民性から何か感じたことはありませんか。
- 面会交流は誰のためのものかの議論にかかわると思うのですが、面会交流のことは面会交流のこのみで考えたらいいのでしょうか。それともその前提として親権のあり方が、日本では共同親権でないことで、せめて会わせてほしいという思いがかなわないということなのでしょう。多種多様なケースがあると思うのですが、取り扱われている裁判官や調査官の方は、親権とは一応別個の問題として面会交流のあり方を捉えられているのか、それとも共同親権でないことのひとつの弊害として面会交流の問題が出ていると考えているのかお聞かせ願いたいのですけれども。
- 共同親権は、マスコミでも取り上げられることが多くなってきましたが、日本では離婚すればどちらかが親権を得て、親権を持たない親は基本的に法律上は面会交流と養育費でしか子どもにかかわれないということになります。そのことに批判があって、離婚しても親は親なのだから、子どものことについては別れても二人で決めていくべきだということで、日本でも議論がなされています。我々は実務家ですから、共同親権がふさわしいかどうかは正直分かりません。うまくいく面もあれば、これまで以上に紛争が激しくなる場面もあると思うので、どちらがいいとも言い切れませんが、現状の制度を前提にすれば、別れて親権者でなくなった親にとっては面会交流しかないわけですし、基本的には子どものためでもあるので、非同居親にとって権利かどうかは別として、できるだけ実現する考えで運用しています。
- 女性は妻の立場と母の立場、男性は夫の立場と父の立場を持つわけで、それを分けて考えることは頭ではできても、離婚した後スムーズに使い分けて子どものために父母の立場でかかわるケースもないではないが、難しいことだと思います。そのため、共同親権というのは、同じ親権を父母が持つという意味では、私は無理だと思っていますが、現在のように一方に全く親権がないのでは

なくて、一部の親権はあってもいいのではないかと考えています。私も弁護士として離婚に関する問題の解決についての依頼を受けたとき、親権の争いがなければ正直ほっとすることがあります。依頼者には立場を分けて考えるように口をすっぱくして話をして、一応分かってもらう努力をしていますが、難しい問題です。

- お配りしたリーフレットにつきましては、当庁オリジナルで作成したものです。また後でじっくり見ていただいて、意見や感想をぜひお寄せください。
- 面会交流というのは、離婚がきちんと成立して、親権は例えば母親にしてしまったが、子どもに会いたいという父親のためのものなののでしょうか。それから面会交流は両方ともが再婚しないことが前提のものなのでしょうか。その点に分かりにくいので教えてください。
- 別れた夫婦のためのものかということ、必ずしもそうではなくて、別居している夫婦で、会えないでいる親子の場合のように、子どもと離れている親が交流するということもあります。それから再婚がどう影響するかということ、子どもにとって実の親との関係については大事に思っている子どもが多いと思いますし、父母にとっても再婚して別の父親なり母親ができて、心配している思いや愛情を伝えたいということがあるので、別段再婚が面会交流を排除するようなものとは考えていません。それぞれの家庭での状況、子供がどういう環境にいるかということ踏まえて話を進めているということです。
- 面会交流は、子どもの福祉ということが前提になっていますが、子どもは会いたいと言っているのに、同居親は会わせたくないということになった場合、子どもの気持ちはどこで吸い取ればいいのでしょうか。それから申立人の費用の負担はどのくらいになるのでしょうか。
- 家庭裁判所にかかる手続費用としては、調停申立ては子ども1人につき1200円と、裁判所が双方に連絡を取るための切手代だけになります。

面会交流は、子どもの意向が大切な問題であり、子どもが置かれている場で、

一緒に暮らしている親の影響を子どもは非常に受け、親の顔色をうかがうわけ
でして、一方の親に言っていることと、他方の親に言っていることが全く違う
ということがよくあります。子どもがどういう状況でどういうことを言ってい
るのか、両方の親から話を聞いたり、あるいは家庭裁判所調査官が、親のいな
いところで中立的な場で子どもの話を聞いて、子どもがどう考えているかを取
り扱っていきますが、子どもに対して会いたいか会いたくないか聞いてもなか
なか答えられない、様々な生活の状況とか実際の態度、学校や保育園でどうい
うことを言っているか、実際に聞いたことから判断して、子どもの意向はこう
いうことだろうと把握するし、それを親に理解できるような形で伝えて話を進
めていくという運用をしているところです。

- 離婚の問題、夫婦間の争いで、親は子どものことを考えると言いながらも、
子どもの気持ちや感情、精神的なショックを十分考えないまま、大人の世界だ
けで白黒つけようとする、結局司法の場で解決したとしても、子どもが一番被
害を受けているのではないかと思います。面会交流は子どものために行われる
と言いながら、子どもの成長を第一義に考えるならば、もめている夫婦が円満
に元のさやに収まるのが一番理想なのではと思いますが、先程の発言にもあったよう
に、こういった問題のときに子どものことを考えることを、司法の面だけでサ
ポートしていく態勢は十分な体制とは言い切れないのではないのでしょうか。

学校では子どもの視点で物事を考えています。我々は学校教育に携わって、
日々子どもを見ていますが、抱えている問題も違います。ある子どもが家庭で
夫婦の離婚、別居の問題を抱えている、面会交流をいつ行う計画があるとかい
う情報は、学校の方に入ってくる手立てはほとんどないのだろうと思います。
保護者にとってはマイナス情報であるので、子どものために伝えるというのは、
よっぽどできた親御さんでなければいられないだろうと思います。そうすると、子
どもが学校教育の中で不安定な状況にあるという情報をつかまないまま普段の状
況で教育を施すのと、つかんで施すのでは雲泥の差があるので、司法は司法、

福祉は福祉というのではなく、子どもの成長のために、情報共有ができる、公の部分で整えていかないと、最後は子どもが被害を受けることになるのではないかと心配があつて、自分としてもしっくりこないところがあります。

○ 面会交流の際に立会人がつくこともあるという話でしたが、どういう場合に立会人が付くのでしょうか、立会人というのはどういう方がなられるのかを教えてください。

● 立会人という専門な人がいるというわけではありません。父母が直接子どものやり取りをしようと思つても、感情的になつてうまくいかないという場合に、例えば親族の方が間に入ったり、たまに弁護士が間に入ったりすることもあるかと思ひます。それと最近では民間の団体で、面会交流の橋渡しをしようというところも出てきていますので、そういうところを利用するかどうかということを決めておくということです。

(3) 裁判所を利用した人へのアンケート実施結果について

■ 次に裁判所を利用した人に対するアンケートについて、事務局次長から説明してください。

● アンケート結果について御報告します。

このアンケートは第3回（平成17年2月18日開催）家裁委員会におきまして、「裁判所を利用した方々にアンケートを実施して、職員の対応などについて率直な意見を求めてはどうか。」との御提案を受け、その後、書式等改訂の御意見も取り入れた上で実施しているものです。

これまで、苦情やお褒めの言葉など様々な御意見を受けていますが、これから御説明しますのは、前回の委員会から後、つまり平成22年7月6日から本年1月31日までの結果でございます。この間に、配布又は来庁者が自らお取りになった枚数は50枚で、その内、回収されたのは23枚でした。

お手元に、23枚のアンケート結果を集計したものを用意しておりますが、その他に、集計結果を分かりやすくスライドにまとめたものを用意しました。

アンケートの項目については、「場所の分かりやすさ」、「職員の対応」、「職員が説明した内容」等というものですので、順に見ていきたいと思えます。

まずアンケート結果のうち、「場所の分かりやすさ」ですが、場所のわかりやすさでは、約8割の方が分かりやすい及び普通という御意見でした。なお、棒グラフのほうは、お一人で複数回答されたものも含めていいますので、分かりやすい、あるいは普通という御意見の割合は若干低くなっております。この後の、棒グラフも同じように複数回答も入れて作成していますので、割合自体は若干低くなっております。

なお、当庁では、玄関ロビーの正面に受付窓口を設置しておりますが、アンケートによりますと、これについて分かりやすくてよいとの評価を7名の方からいただいております。当庁としては、最高裁判所の手続案内アドレス表示も含めて、今後とも設備や環境面での改善に取り組みたいと考えております。

次に「職員の対応」についてですが、「ていねいだった」、「不安な思いでしたが、少し安心した」、「普通だった」との御意見が8割近くの方々に、概ねよい評価をいただいているようです。しかし、「不親切」、「十分聞いてもらえない」、「しかられている感じ」との御意見もありますし、「もう来たくない」と思われた方も6人いらっしゃいました。家庭裁判所では、審判や調停の手続について、限られた時間の中で、的確にお伝えしなければならないことから、担当の職員としては、来庁者にとって厳しいお話であっても正確に説明するよう努めているわけですし、そうした姿勢がこのように受け取られてしまうこともあるのではないかと思います。

次に、「職員が説明した内容」についてですが、「ていねいで分かりやすかった」、「不安な気持ちが少し解消した」及び「普通」との御意見の方が約7割程度という評価をいただいておりますが、その一方で、「他方に味方しているようだった」という方が5人おられました。

「他方に味方しているようだった」というのは、ほとんど調停事件で来庁された

方のように、調停事件ではあくまで中立の立場に立って話を進める裁判官、調停委員、調査官、書記官に対して、当人にとって必ずしも有利でない説明をされた場合に、公平でないとの不満を抱くことがあるように思われます。

職員の対応につきましては、今後とも中立性を保ちながらも、当事者や来庁者の方々の立場を十分に考慮の上、誠実に対応していくよう心掛けるとともに、家庭裁判所の様々な制度を十分に理解していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上が、アンケート結果の概要ですが、各アンケートにつきましては、該当する部署に情報を提供して執務の参考にしていますし、問題点につきましては随時検討して改善に役立てておりますが、こうした取組は今後とも続けていくことにしております。

■ 今の説明に関しまして、何か御質問なり、御確認はございますでしょうか。

○ 委員からの質問、意見特になし。

(4) 次回テーマについて

■ 次回のテーマについて何か御意見がございますか。本日提出していただきましたアンケートの結果については本日取りまとめができておりません。早急に取りまとめをして次回以降の運営に生かしていきたいと考えております。特に御意見がないようでしたら、次回は新しい試みとしてひとつのテーマについて委員に自由にディスカッションしていただくということを考えているのですが、どうでしょうか。それでは次回は「現代の家族」というテーマで協議を行いたいと思えます。

(5) 次回期日について

平成23年7月7日(木) 午後1時30分

(別紙)

「面会交流について」要旨

1 家事調停事件の事件数の推移

全国的には夫婦関係調整事件が最も多い。これは離婚調停と円満調整調停とを含むが、ほとんどが離婚の申立てである。次に子の監護に関する処分事件が多く、また急激に増えてきている。松山家裁管内でも、おおよそ全国的な傾向にあるかと思われる。ほかには、親権者変更事件、遺産分割事件などがある。

急激に増えている子の監護に関する処分事件内容を見ると、全国的には養育費請求が最も多く、次に面会交流が着実な伸びを見せている。ほかには、監護者の指定、子の引渡しなどがある。松山家庭裁判所管内においては全体数が少ないため、でこぼこが大きくきれいな線にはなっていないが、全国的な傾向をたどっていくものと思われる。

2 面会交流とは何か

(1) 定義

面会交流とは、「両親が離婚あるいは別居した後に、子どもと別居している親が交流すること」である。基本的には、別居している親と子どもとが直接面会して交流することであるが、直接的な交流が難しい場合には、間接的な交流として電話や手紙などで交流するという場合も含んでいる。

また、これまで裁判所では、これを「面接交渉」と呼んできた。しかし、「交渉」という言葉は、相手と掛け合う、談判するというような意味合いが強く、親子の絆を築いていくという実態にそぐわないので、民間で「面会交流」という用語が使われるようになった。松山家裁では、本年度から正式な事件名としても「面会交流」という用語を使用するようになっている。

(2) 意義

子どもの健やかな成長のために行う。これを、「子の福祉、子の利益」という言い方で呼んでいる。

まず、親が離婚したときの子どもの気持ちを考えてみると、次のとおり子どもは、親の離婚によって、自分の生きている世界が大きく揺らぐほどの衝撃を受ける。

ア いるべきはずの大切な人がいなくなる寂しさ

イ 親から見捨てられたことに対する哀しみや怒り。それと同時に、子どもには親の離婚の事情などが分からないので、他方の親からも同じように見捨てられるのではないかという不安を持つ。

ウ 幼い子どもは、世界が自分を中心に回っていると思っているので、親の離婚も自分のせいだと考えることがある。「自分が悪い子だったから、言い分けを守らなかったから、親がいなくなったのだ」と罪悪感を抱くこともある。

エ 生活環境が変わって、これから自分はどうなるのかと不安にもなる。「学校は？ 友達は？ 大好きペットは？ おいしいご飯は誰が？ 誰と一緒にお風呂に入るの？ 寝るのは誰と？」と不安はつきない。

オ 親が親権の争いをしている場合、それぞれが子どもを自分の方に取り込んで味方に付けようとする。「パパの方がお金を持っているから幸せにしてやれるよ」「ママの方が」などと互いに言うことがあればなおさら、子どもは親の板挟みになり、忠誠葛藤を抱く。

そうした子どもの不安や寂しさを取り除いていくためには、子どもに分かるように離婚や今後の生活について説明をしてやることが大事である。

それと同時に、面会交流を継続して行っていくことが大切になる。

面会交流の意義として、

ア 別居親と面会を続けることにより、子どもは捨てられたのではなく、離れて暮らしていても別居親からも見守られ、愛される存在であることを実感できる。

イ 子どもにとって両親は生まれて最初に出会う人である。最も身近な男性や女性のモデルであると言える。子どもは、双方のよいところだけでなく、悪

いところも見て、それを自分の物差しとし、自分の態度の取り方を考えながら成長していく。

ウ 誰もが実親には絶ちがたい思いがある。実親を知るということは、自分のルーツを確認するという大切なことでもある。

父親も母親もどちらも子どもにとっては大切で何のものにも代え難い存在であり、離婚によって離れて暮らすことになったとしても、繋がりを保っていくことが大切と言える。

3 家庭裁判所における面会交流について

(1) 面会交流の法的な根拠

それ自体の明文上の規定はない。

実務では、民法766条「子の利益のため必要と認めるときは、家庭裁判所は、監護について相当な処分を命ずることができる」を根拠として、家事審判法9条1項乙類4号「子の監護に関する処分」の一つとして「面会交流事件」を取り扱っている。

(2) 面会交流を取り上げて検討する場合

面会交流事件のほか、子どもを巡る問題が話し合われる調停でも、扱われることが多い。

特に、未成年者の子どものある夫婦の夫婦関係調整（離婚）調停において、離婚することの合意ができた場合、次ぎに親権者を父母どちらにするかを決め、養育費はいくらにするかを決め、面会交流はどうするかと決めていくことになる。

また、別居している夫婦が、離婚するとの合意に至らなくても、せめて面会交流はさせてほしいと主張する場合がある。

そのほかにも、離婚後に、親権者変更を求める調停、養育費請求の調停、子の引渡しを求める調停においても取り上げることがある。

具体的に面会交流について取り決めていく内容としては、子どもと別居親の

面会の回数や具体的な方法などである。具体的に決める場合には、面会は何時間程度か、宿泊させてもよいか、面会の日時等の打合せ方法はどうか、受け渡し場所や方法はどうか、面会の際に立会人がいるのかどうかなどである。その際、子どもの健やかな成長にかなうように、子どもの年齢、性格、生活リズム、生活環境などを考えて検討していくことになる。

(3) 家庭裁判所における調停事件の流れ

ア 面会交流事件

調停での合意に至らず調停が不成立となった場合には、手続が自動的に審判に移行し、裁判所が判断をすることになる。

その際には、子どもの福祉を考えて判断する。原則的には認められることになるが、子どもの福祉にかなわないと判断すれば、面会交流を認めないことになる。

認めない例としては、子どもに対する虐待など不適切な関わりがあった場合などが考えられる。

イ 夫婦関係調整事件

合意に至らず調停が不成立に終わると、当然には次の手続に移行しない。当事者が再度検討して、どうしても離婚したいと考える場合には、離婚訴訟を提起することになる。離婚訴訟では、離婚の是非が争われることになるが、それと平行して面会交流調停を申し立てる当事者が増えている。訴訟で争いながら、子どもとの面会交流を求めるということになると、同居親にとって、別居親は裁判で争う敵のようなものなので、なかなか子どもと円満に面会させる気持ちにはならない。そのため、面会交流調停の進行はなかなか難しいと言える。

調停の終局結果を見ると、終局の種類としては、調停の成立、不成立（不成立となった結果として、審判に移行して決定がなされ、認容あるいは却下となる。）、取下げ、調停をしないという場合がある。調停が不成立になっ

た場合に認容がさほど多くはなく、取下げも多く、調停成立率がなかなか伸びていない。

4 面会交流事件の難しさ

(1) 同居親の拒否

離婚訴訟で争っている場合のほか、離婚調停中にあっても同じようなことがある。また、離婚が成立していても、離婚した直後には親は傷付き疲れ果てているので、面会交流に積極的になれないことが多いようである。同居親（多くは母親）は、離婚後、様々な責任、子どもの養育や家事全般から経済的なことまで一人で背負わなければならなくなり、心理的、時間的、経済的にも余裕がないことがある。また、相手のせいで離婚になったというように被害者意識の強い場合もあり、気持ちの上で整理がついていなければ、相手に対する憎しみや恨みの気持ちもあり、その相手と子どもを会わせる気持ちにならない。特に、DV、アルコール依存、ギャンブル、不貞、経済力のなさ、育児に協力してもらえなかったなど、相手に問題があればなおさら、「そのような悪い相手」に合わせられないと、子どもを自分と同一視して考えてしまいがちである。また、面会交流が、同居親と子どもとの新しい生活を乱すものと考えてしまい、「相手と子どもとの縁を切りたい、相手を死んだことにしたい」と述べることもある。

面会交流を続けていくためには、「夫と妻」との関係から、子どもの成長を共に考える「父親と母親」との関係に、関係をシフトしていくことが必要になるが、そのような気持ちやスタンスの切り替えがしていけないことが多いものと思われる。

(2) 趣旨や意義の理解不足

面会交流は、法律に明文化されていない。そのため、面会交流が誰のどのような権利なのかなど権利性も明確でなく、趣旨や意義が理解されていない。

そのため、「親だから会うのが当然、親の権利である」として、子どもの

気持ちや生活ぶりに配慮せず、何が何でも強引に面会しようとする当事者もある。また、逆に「子どもが嫌がっている」として、幼い子どもの言葉を切り札のようにして主張する当事者もある。（幼い子どもは、別居親に会いたい気持ちがあっても、同居親が困ったり嫌がったりしているのを察して、「会いたくない」と言うことがある。）。

（３）同居親の非協力

調停で合意ができず、審判で面会交流が認められたとしても、面会交流を実施するには同居親の協力が必須である。特に、子どもが幼い場合には、同居親が同伴することが必要になる。したがって、父母間に信頼関係がなく、同居親が拒否的になってしまえば、実行は非常に難しい。

養育費などの金銭給付であれば、不払いの場合には強制執行手続を執って、義務者の給与等を直接差し押さえることができる。しかし、面会交流については、直接的に強制する手段はない。間接強制といって、面会交流を実行しないことに対して制裁金を定めて実現を図る方法があるだけである。

当事者同士では、面会交流の日時や場所を決めるための連絡を取り合うこともできないとか、子どもの受渡しもできないとか、子どもに同伴したくても相手との同席もできないような場合には、それを仲介・代行して援助してくれる第三者機関ができつつある。しかし、第三者機関はいまだ少なく、費用もかかるので、一般に普及していない。

５ 調停における調整のための工夫

家庭裁判所では、このような難しさがある中で、調停においては、同居親の大変さに理解を示しながらも、子どもの健やかな成長のために面会交流が必要であることについて、教育的な観点で助言と援助をしている。

また、同居親に対して、面会交流を続けていけば、別居親に子どもを想う親としての気持ちが醸成されていくので、養育費の支払いの継続につながることを理解させたり、別居親に対しては、同居親と接触しても感情的にならずに対応し、

さ細な約束事でもきちんと守り、養育費を定期的に支払うなど、同居親の信頼が得られるような姿勢を保ち続けることが必要であることを助言したりもしている。

ただし、調停の場における口頭での助言だけでは、なかなか理解が得られにくいので、調整のための工夫として、絵本やリーフレット、DVD、試行的面会交流を活用している。

これらの絵本やしおりは、当事者の待合室において当事者が自由に読むことができるようにしており、さらに、調停において面会交流が話題になったときには直接調停委員や家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）から手渡して説明したりもしている。

6 試行的面会交流

(1) 試行的面会交流とは

家庭裁判所が関与して試験的に行う面会交流を試行的面会交流と呼んでいる。

(2) 試行的面会交流の目的

ア 家庭裁判所が、親子の交流場면을観察して、望ましい面会交流の在り方を検討する材料とすること

イ 面会交流の体験を通じて、当事者に親子関係の在り方や実情についての認識を深めてもらうこと

ウ 今後当事者同士で面会交流が実施していけるように練習してもらうこと

具体的には、調停の中で、試行的面会交流を実施することを提案する。実施について双方が合意すると、次回期日までの間に、調査官が実施のスケジュールを計画し、当事者に対する導入面接を行った上で実施している。

試行的面会交流を実施する事例は、当事者同士ではこれまで面会交流ができなかった事例、同居親に心理的な抵抗があって面会交流を受入れがたいというような事例が多いので、事前の準備が重要になる。また、試行的面会交流で別居親と会わせたことによって、別居親が子どもを返さないとか、危害

を加えるようなことがあってはいけない。また、逆に同居親や子どもが心理的に傷ついたりするようなことがあってもいけないので慎重に進めていくことが必要になる。

(3) 事前の導入的かかわりと留意事項や約束事項の確認

ア 同居親に、子どもの日常の生活時間や好きな遊び、気質等を聞く。

子どもが緊張しやすいようであれば、事前に当庁の家族面接室に来てもらって部屋の雰囲気や調査官に慣れてもらったり、家庭訪問して調査官と一緒に遊んで慣れてもらうこともある。

また、時間帯としては、毎日お昼寝しているようであれば、その時間帯を外すなどの配慮をすることになる。別居親に、そうした情報を伝えて、面会場面で子どもとどんな会話をしたり遊びをするかを想定してもらっている。

イ 両親には、当日のスケジュールや流れを伝え、面会交流のしおりを活用して心構えや留意事項、約束事項を説明する。

留意事項としては、相手の悪口を言ったり感情的な態度を見せたり深刻な話をしたりして子どもの心理的な負担になることは避けること、同居親に了解なく高額なプレゼントをしないことなど。

約束事項として、調査官が同席して進行するので指示には従ってもらいたいこと、時間を決めていても子どもの様子によっては早めに切り上げることもあること、奪取の禁止などがある。

ウ 同居親が、別居親と子どもとの面会場面に同席を希望しないが、観察室から見学を希望した場合に、別居親が了解すれば、観察室で見学してもらうこともある。

エ 終了後には、同居親をねぎらったり、特別な体験をした子どもが、体調を崩したり熱を出したりすることがよくあるが数日で回復するので心配しないようにと伝えて安心させたりしている。

(4) 実施当日の流れの一例

実施する場所は、当庁2階家族面接室

時間は、概ね30分から1時間程度

進行は、調査官が複数で担当する。

まずは、調査官の案内で、子どもと同居親が家族面接室に入り、子どもが遊び始めてその場に慣れるまでしばらく過ごしてもらおう。慣れたところに、調査官の一人はその場に残るが、もう一人が別居親を案内して入室する。同居親が別居親と顔を合わせたくない場合には、別居親が入室する前に同居親を退室させることになり、待機室で待ってもらったり観察室からワンウェイミラー越しの様子を見たりする。調査官は、子どもと別居親がなごやかに過ごせるように援助します。終了すると、別居親を退室させる。同居親が退室している場合には、入れ替わりに入室させてしばらく子どもと一緒に過ごさせることで子どもの安心を得てから帰宅させる。

(5) 試行的面会交流の効果

試行的面会交流が順調に実施できれば、これまで当事者同士では、どのように連絡を取り合っただけのよいのかも分からず、具体的な交流方法もイメージできずに、漠然と抱いていた不安や抵抗を取り除くことができる。成功体験にもなるので、この経験を踏まえて、調停において、今後当事者同士で面会交流を実施する方法を具体的に検討していくことができるようになる。

また、「子どもが別居親を嫌っている。会いたくないと言っている。」などと言っていた同居親が、子どもが別居親と楽しそうに過ごす様子を見て、現実を受け容れることができる。長く別居親に会っていないと、子どもは別居親を見ても最初は戸惑うことはあるが、別居親が子どもに関心を持って接し、子どもと会えたことを喜んでくれることが伝われば、子どもは拒否的になることはないものである。子どもの持つ潜在力（親、おとなを引きつける能力）が、周囲のおとなを動かしていくのだと思える。同居親である母親が「子どもはお父さんのことが好きなんですね。」と感想をもらしたことがあった。また、普段落

ち着きのない子どもが、長年離れていた母親と出会って、最初は「嫌だ。嫌だ」と泣き叫んでいたのに、しばらく過ごすうちに母親に抱かれて満たされた表情になり、穏やかな態度になったということもあった。

(6) 問題点

試行的面会交流が実施できれば、その後の親子関係の在り方に変化が生じていくことになり、調停での解決の糸口がつかめることが多いと言える。

しかし、同居親が、別居親への強い不信感を抱いている場合など、家庭裁判所の家族面接室に子どもを連れてくること自体を拒否することがある。ましてや、試験的であるにせよ、別居親と面会させるということを拒否するため、試行的面会交流にこぎ着けるまでが非常に難しい場合があるように思う。

現時点では、家庭裁判所として、試行的面会交流を活用することが効果的だという認識が持てたところであり、今後は調停において試行的面会交流の提案をする時期や提案説明の方法、実施方法や手順など、詳細に検討し、当事者間での面会交流の実施に向けて考えていきたい。

1

面会交流の意義

別居・離婚は自分のせい？

葛藤

親の板ばさみ

悲しみ

ショック

見捨てられた？
また見捨てられる？

不安

これからどうなるの？

寂しさ

怒り

面会交流

2

面会交流の意義

子どもが、別居親からも成長を見守られ、愛される存在であることを実感できる。

子の福祉

両親は、子どもにとってもっとも身近な男性・女性モデル

実親を知ることは、自分のルーツを確認すること。

3

面会交流事件の難しさ

離婚紛争により、「夫と妻の関係」を引きずり、「父と母の関係」に切り替えられない。

面会交流の趣旨や意義に対する理解が乏しい。

裁判所で面会交流を取り決めても、(間接強制以外に)強制する方法がない。

4

試行的面会交流

試行的面会交流とは

- 子の福祉を踏まえた面会交流についての合意形成に向け、家庭裁判所が関与して試験的に行う面会交流のこと。
- 親子の交流が問題になる家事調停事件において行われる。

5

試行的面会交流の目的

親子交流場面の観察等を通じて、望ましい面会交流の在り方を検討する。

面会交流の体験を通じて、当事者に親子関係の在り方や実情を認識してもらう。

当事者同士で実施できるように練習してもらう。

6

試行的面会交流の効果

安心

同居親

最初は戸惑っても、別居親が自分を大切に思ってくれている大人だとわかれば、拒否することはない。

子の潜在力

試行的面会交流

別居親 子ども